中労委、昭 47 不再 75、昭 48．８．１

命　　令　　書

再 審 査 申 立 人　大阪淡路交通住吉営業所タクシー労働組合

再審査被申立人　大阪淡路交通株式会社

主　　文

本件再審査申立てを却下する。

理　　由

再審査申立人「大阪淡路交通住吉営業所タクシー労働組合組合員」Ａは、兵庫県地方労働委員会に対し、大阪淡路交通住吉営業所労働組合の名で大阪淡路交通株式会社（以下「会社」という。）と大阪淡路交通住吉営業所タクシー労働組合との間の「昭和 47 年６月 30 日付賃下げ協定」は、会社の支配介入行為により成立したものであるとして、その破棄とこれに伴なう同年７月分以降の賃金差額の支払いを求める救済申立てを行なったところ、同地方労働委員会は、Ａは、「……役員の地位になく、従って組合を代表する資格を有しないことは同人の自認するところであり……。」として申立てを却下したので、これを不服として当委員会に再審査申立てを行なった。

しかし、再審査申立書には不服の理由についての記載がなく、その後当委員会の適式の通知にもかかわらず現在に至るまで補正されないのであるから、本件再審査申立てはその要件を欠くものといわざるをえない。

よって、労働組合法第 25 条、同第 27 条および労働委員会規則第 51 条を適用して主文のとおり決定する。

昭和 48 年８月１日

中央労働委員会

会長代理　平　田　冨太郎